平成２７年（フ）第１７２９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町328番地　富士見橋荘101号
債務者　曾我　敏洋
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８９２号
神奈川県大和市つきみ野５丁目３番地　市営つきみ野住宅１―203
債務者　鰹屋　靖子（旧姓端山）
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８号
岐阜県多治見市根本町７丁目92番地の１　パストラール根本301
債務者　水野　貴志
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　将也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２３０号
福井県坂井市三国町新宿１丁目10番６号
債務者　三国電工こと　田中　　満
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
長崎県長崎市西山台１丁目18番18号
債務者　古賀　悦子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９８８号
埼玉県北足立郡伊奈町栄６丁目63番地１　レオパレスコンプリートＮ211
債務者　小泉　朝之
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
岐阜県土岐市駄知町1964番地の１
債務者　伊藤　明義
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　武生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２０４号
奈良県宇陀市菟田野岩崎18番地の７
債務者　中西　善弘
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
長野県安曇野市豊科高家5184番地９
債務者　西澤　慶市
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５４号
北海道岩見沢市志文町208番地９
債務者　木本　光輝
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　琢磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第９１６号
大阪府羽曳野市島泉９丁目11番11―701号、前住所大阪府羽曳野市西浦６丁目438番地の27
債務者　宮本　嘉德
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９０２号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地24―406
債務者　馬場　宏吉
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４８号
さいたま市北区盆栽町３番地１　ブリリアンス大宮公園507
債務者　関野　修一
1　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２６０号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目20番22号
債務者　小林　敏夫
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７０号
函館市弥生町10番２号　丸友アパート　102号室
債務者　赤川　　譲
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７２号
函館市千歳町22番６号
債務者　濱崎　久実
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８０号
岐阜県海津市海津町平原1677番地
債務者　加藤　　泉
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係